

証券コード：5844

## 第2期

# 定時株主総会招集ご通知



日時

2025年6月27日（金曜日）  
午前10時（午前9時受付開始）



場所

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地  
株式会社京都銀行本店7階ホール



決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役6名選任の件



京都フィナンシャルグループ

### 議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時

電子提供制度に基づき、株主総会資料の全文は次頁に記載の各ウェブサイトに掲載して提供いたしております。  
株主さまには、これを抜粋した書面を送付させていただきます。

ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。



Provided by TAKARA Printing



パソコン・スマートフォン・タブレット  
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/5844/>

証券コード5844  
2025年6月2日

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地  
株式会社 京都フィナンシャルグループ  
代表取締役社長 土井 伸宏

## 第2期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第2期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト（株主総会）

<https://www.kyoto-fg.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名「京都フィナンシャルグループ」または証券コード「5844」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月26日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地 株式会社京都銀行本店7階ホール
3. 目的事項	<p>● 報告事項</p> <p>1. 第2期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第2期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>● 決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件</p>
4. 招集にあたっての 決定事項	<p>(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。</p> <p>①事業報告の「1.当社の現況に関する事項」のうち、「(4) 企業集団の主要な営業所等の状況」、「(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項」ならびに「5.当社の新株予約権等に関する事項」、「6.会計監査人に関する事項」、「7.財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「8.業務の適正を確保する体制」、「9.特定完全子会社に関する事項」、「10.親会社等との間の取引に関する事項」および「11.会計参与に関する事項」</p> <p>②連結計算書類の「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」</p> <p>③計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」</p> <p>④監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本」、「会計監査人の監査報告書 謄本」および「監査等委員会の監査報告書 謄本」</p> <p>(2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。</p> <p>(3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は賛成の意思の表示があったものとして取り扱います。</p>

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

<ご参考> 上記「報告事項」の概要をまとめた動画を総会終了後に当社ウェブサイトに掲載いたします。

<https://www.kyoto-fg.co.jp/ir/stock/meeting/>



## 議決権行使のご案内



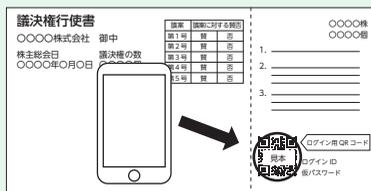
### インターネットによる議決権行使

以下をご参照のうえ、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

**事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主のみなさまには、議案の賛否にかかわらず、抽選で1,000名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。**  
議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトに遷移いたします。必要事項を入力しご応募ください。当選された株主さまには総会后2週間程で当選通知（電子メール）が届きますので、ギフト受取サイトにてお好きなギフトをお受け取りください。

#### 「QRコード読取」による方法

- ▶ 「議決権行使書」の副票（右側）に表示されているQRコードを読み取り、議決権行使サイトにアクセスしてください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- ▶ 画面の案内に従って「賛成」、「反対」をご入力のうえ、送信ボタンを押していただくことで、議決権行使は完了いたします。

#### 「ログインID入力」による方法

- ▶ 次の議決権行使サイトにアクセスしていただき、「議決権行使書」の副票（右側）に表示されている「ログインID」および「仮パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って「賛成」、「反対」をご入力してください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>



- ▶ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権行使ウェブサイト  
に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

議決権行使電子ギフトサービス  
に関するお問い合わせ

株式会社ギフトパッド  
電話 0120-507-905（月曜日～金曜日（休日を除く）10：00～17：00、  
通話料無料）



### 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



### 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類（要約）

### 【第1号議案】 定款一部変更の件

より一層迅速かつ的確な意思決定を行うため、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数の上限を10名から8名に減員するとともに、監査等委員の比率を増やし、取締役会の監督機能の更なる強化を通じて、コーポレート・ガバナンスの高度化を図るため、監査等委員である取締役の員数の上限を6名から7名に増員することをお諮りいたします。

### 【第2号議案】 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

<現取締役から2名減員>

候補者番号		氏名		現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	どい のぶ ひろ 土井伸宏	男性	代表取締役社長	14回/14回 100%
2	再任	はた ひろ ゆき 幡宏幸	男性	代表取締役	14回/14回 100%
3	再任	やす い みき や 安井幹也	男性	取締役	14回/14回 100%
4	再任	おく の み な こ 奥野美奈子	女性	取締役	14回/14回 100%

### 【第3号議案】 監査等委員である取締役6名選任の件

<現取締役から1名増員>

候補者番号		氏名		現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	いわ はし とし ろう 岩橋俊郎	男性	取締役（監査等委員）	14回/14回 100%
2	再任	おお やぶ ち ほ 大藪千穂	女性	社外取締役（監査等委員）	14回/14回 100%
3	再任	うえ き えい じ 植木英次	男性	社外取締役（監査等委員）	14回/14回 100%
4	再任	なか つかさ ひろ ゆき 中務裕之	男性	社外取締役（監査等委員）	14回/14回 100%
5	再任	た なか もと こ 田中素子	女性	社外取締役（監査等委員）	14回/14回 100%
6	新任	あか まつ たま め 赤松玉女	女性		

## (ご参考) 本総会終結後の取締役会構成

第2号議案および第3号議案が原案通りご承認いただいた場合の取締役会の構成ならびに社内取締役が経験を有する分野および当社が社外取締役に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

※下記一覧は各人が有する全ての知見を表すものではありません。

番号	氏名	性別	現在の当社における地位	企業経営・サステナビリティ	リスクマネジメント・法務	財務・会計・経済	DX・IT・システム	人財・ダイバーシティ	地域営業・地方創生	市場運用・投資事業
1 再任	どい のぶ ひろ 土井 伸 宏 (1956年4月25日生)	男性	代表取締役社長	●	●	●		●	●	●
2 再任	はた ひろ ゆき 幡 宏 幸 (1963年4月16日生)	男性	代表取締役	●	●	●	●	●	●	
3 再任	やす い みき や 安 井 幹 也 (1965年2月8日生)	男性	取締役	●	●	●	●	●	●	●
4 再任	おく の み な こ 奥 野 美 奈 子 (1966年2月23日生)	女性	取締役	●	●	●		●	●	●
5 再任	いわ はし とし ろう 岩 橋 俊 郎 (1961年12月12日生)	男性	取締役 (監査等委員)	●	●	●		●	●	●
6* 再任	おお やぶ ち ほ 大 敷 千 穂 (1962年3月15日生)	女性	社外取締役 (監査等委員)			●		●	●	
7* 再任	うえ き えい じ 植 木 英 次 (1958年6月18日生)	男性	社外取締役 (監査等委員)	●	●		●			
8* 再任	なか つかさ ひろ ゆき 中 務 裕 之 (1957年12月21日生)	男性	社外取締役 (監査等委員)	●	●	●				
9* 再任	た なか もと こ 田 中 素 子 (1958年4月22日生)	女性	社外取締役 (監査等委員)	●	●			●		
10* 再任	い ず み し ず え 和 泉 志 津 恵 (1964年3月18日生)	女性	社外取締役 (監査等委員)				●	●	●	
11 新任	あか まつ たま め 赤 松 玉 女 (1959年12月8日生)	女性	社外取締役 (監査等委員)	●				●	●	

\*印の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また赤松玉女氏は同取引所に独立役員として届け出る予定であります。



### <トピックス>

2025年度より、京都フィナンシャルグループの取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬について、これまでの「役員賞与」に代わり、経営責任を明確にし、結果に対する責任を果たすため「業績連動報酬制度」を導入いたします。具体的には、「親会社株主に帰属する当期純利益」と「ROE(純資産ベース)」をもとに算出された支給倍率を上限として、業績内容等を総合的に勘案して決定いたします。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

当社グループを取り巻く事業環境が大きく変化するなか、より一層迅速かつ的確な意思決定を行うため、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数の上限を10名から8名に減員するものであります。

また、監査等委員の比率を増やし、取締役会の監督機能の更なる強化を通じて、コーポレート・ガバナンスの高度化を図るため、監査等委員である取締役の員数の上限を6名から7名に増員するものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章～第3章 <略> 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>10名以内</u> とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、 <u>6名以内</u> とする。 第20条～第28条 <略> 第5章～第6章 <略>	第1章～第3章 <略、現行通り> 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>8名以内</u> とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、 <u>7名以内</u> とする。 第20条～第28条 <略、現行通り> 第5章～第6章 <略、現行通り>

#### 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、迅速かつ的確な意思決定を行うため2名減員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者  
番号

1

どい のぶひろ  
土井 伸宏

(1956年4月25日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
56,990株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1980年4月 株式会社京都銀行入行  
2007年6月 同 取締役人事部長  
2008年6月 同 常務取締役  
2010年6月 同 常務取締役本店営業部長  
2012年6月 同 常務取締役  
2015年6月 同 取締役頭取  
2023年6月 同 取締役会長（現職）  
2023年10月 当社 取締役社長（現職）

【重要な兼職の状況】 株式会社京都銀行取締役会長

#### 取締役候補者とした理由

土井伸宏氏は、株式会社京都銀行において、経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、2015年6月から取締役頭取、2023年6月から取締役会長を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役社長を務めるなど、当社グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

2

はた ひろゆき  
幡 宏幸

(1963年4月16日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
36,296株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1987年4月 株式会社京都銀行入行  
2018年6月 同 取締役生産性革新本部事務局長  
2019年6月 同 常務取締役  
2022年8月 同 常務取締役イノベーション・デジタル戦略部長  
2022年10月 同 常務取締役  
2023年6月 同 専務取締役 リスク統轄部、システム部担当（現職）  
2023年10月 当社 取締役 経営管理部担当（現職）

【重要な兼職の状況】 株式会社京都銀行専務取締役

#### 取締役候補者とした理由

幡 宏幸氏は、株式会社京都銀行において、経営管理部門、営業部門、リスク管理部門、人事部門の部長を歴任し、2023年6月から専務取締役を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、当社グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

3

やすい みきや  
安井 幹也

(1965年2月8日生)

再任



■ 所有する当社の株式数

38,942株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1987年4月 株式会社京都銀行入行  
2017年6月 同 取締役  
2018年6月 同 常務取締役本店営業部長  
2021年6月 同 常務取締役  
2023年6月 同 取締役頭取（現職）  
2023年10月 当社 取締役（現職）

【重要な兼職の状況】 株式会社京都銀行取締役頭取

#### 取締役候補者とした理由

安井幹也氏は、株式会社京都銀行において、経営管理部門、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2023年6月から取締役頭取を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、当社グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

4

おくの みなこ  
奥野 美奈子

(1966年2月23日生)

再任



■ 所有する当社の株式数

20,332株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1989年4月 株式会社京都銀行入行  
2019年6月 同 執行役員公務・地域連携部長  
2022年6月 同 取締役  
2023年10月 当社 取締役 新規事業開発部担当（現職）  
2024年6月 株式会社京都銀行常務取締役 公務・地域連携部、国際営業部、海外駐在員事務所担当（現職）

【重要な兼職の状況】 株式会社京都銀行常務取締役

#### 取締役候補者とした理由

奥野美奈子氏は、株式会社京都銀行において、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2024年6月から常務取締役を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、当社グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役のうち岩橋俊郎、大藪千穂、植木英次、中務裕之、田中素子の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員の比率を増やし、取締役会の監督機能の更なる強化を通じて、コーポレート・ガバナンスの高度化を図るため、第1号「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役6名の選任をお願いするものであります。

現在の監査等委員である取締役は6名（うち社外取締役は5名）ですが、本議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は7名（うち社外取締役は6名）となります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者  
番号

1

いわ はし とし ろう  
岩橋 俊郎

(1961年12月12日生)

再任



■ 所有する当社の株数

42,628株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1986年4月 株式会社京都銀行入行  
2014年6月 同 取締役三条支店長  
2015年6月 同 取締役融資審査部長  
2016年6月 同 常務取締役本店営業部長  
2018年6月 同 常務取締役  
2022年6月 同 専務取締役  
2023年6月 同 特別顧問  
2023年10月 当社 取締役（監査等委員）（現職）

#### 取締役候補者とした理由

岩橋俊郎氏は、株式会社京都銀行の経営管理部門、営業部門の部店長を務めた後、経営管理部門、営業部門、融資審査部門、人事部門等の担当役員を歴任し、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、当社グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、経営陣から独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

2

おお やぶ ち ほ  
大藪 千穂

(1962年3月15日生)

再任



#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1994年4月 岐阜大学教育学部助教授  
2010年4月 同 教育学部教授（現職）  
2019年4月 兵庫教育大学連合大学院教授（現職）  
2020年6月 株式会社京都銀行取締役  
2021年4月 東海国立大学機構岐阜大学副学長（現職）  
2023年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現職）

■ 所有する当社の株式数

0株

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大藪千穂氏は、家計、金融教育、消費者問題を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有し、会社経営に直接関与した経験はありませんが、2023年10月から当社の社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。大学教授としての豊富な経験と研究分野での専門的知見を活かし、当社グループの持続的な成長と価値向上のため、監査等委員として経営全般に有益な指摘や意見をいただくとともに、取締役の職務執行に関する監査も担っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたします。

候補者  
番号

3

うえ き えい じ  
植木 英次

(1958年6月18日生)

再任



#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年4月 日本電信電話公社（現：日本電信電話株式会社）入社  
2009年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ執行役員  
2013年6月 同 取締役執行役員  
2014年6月 同 取締役常務執行役員  
2016年6月 同 代表取締役常務執行役員  
2017年6月 同 代表取締役副社長執行役員  
2018年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社代表取締役社長  
2021年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社代表取締役社長  
2021年6月 株式会社京都銀行取締役  
2022年4月 株式会社N T Tデータ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長  
2022年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役  
2023年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現職）  
2024年6月 株式会社N T Tデータ フィナンシャルテクノロジー顧問（現職）  
2024年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社顧問（現職）  
2024年9月 株式会社C I J社外監査役（現職）

【重要な兼職の状況】 株式会社N T Tデータ フィナンシャルテクノロジー顧問  
エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社顧問  
株式会社C I J社外監査役

■ 所有する当社の株式数

1,800株

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

植木英次氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおいて要職を歴任し、現在は株式会社N T Tデータ フィナンシャルテクノロジー顧問、エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社顧問、株式会社C I J社外監査役を務めており、2023年10月から当社の社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。これら企業経営者としての豊富な経験とシステム分野の専門的知見を活かし、当社グループの持続的な成長と価値の向上のため、監査等委員として経営全般に有益な指摘や意見をいただくとともに、取締役の職務執行に関する監査も担っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたします。

候補者  
番号

4

なか つかさ ひろ ゆき  
中務 裕之

(1957年12月21日生)

再任



■ 所有する当社の株式数

0株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 1984年9月 公認会計士登録
- 1988年10月 税理士登録
- 1989年11月 中務公認会計士・税理士事務所設立、同事務所代表（現職）
- 2007年6月 日本公認会計士協会近畿会会長
- 2007年7月 日本公認会計士協会副会長
- 2009年6月 株式会社大阪証券取引所社外監査役
- 2012年2月 フルサト工業株式会社社外監査役
- 2013年1月 株式会社日本取引所グループ社外取締役
- 2015年6月 日本合成化学工業株式会社社外監査役
- 2015年6月 フルサト工業株式会社社外取締役
- 2021年6月 株式会社京都銀行監査役
- 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社社外取締役（現職）
- 2023年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現職）

【重要な兼職の状況】 フルサト・マルカホールディングス株式会社社外取締役

#### 社外取締役候補者としての理由および期待される役割

中務裕之氏は、公認会計士、税理士として財務および会計に相当程度の知見を有し、会社経営に直接関与した経験はありませんが、2023年10月から当社の社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。公認会計士、税理士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門的知見を活かし、当社グループの持続的な成長と価値向上のため、監査等委員として経営全般に有益な指摘や意見をいただくとともに、取締役の職務執行に関する監査も担っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたします。

候補者  
番号

5

た なか もと こ  
田中 素子

(1958年4月22日生)

再任



■ 所有する当社の株式数

1,200株

#### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 1988年4月 検事任官
- 2015年7月 松江地方検察庁検事正
- 2016年9月 最高検察庁検事
- 2017年7月 水戸地方検察庁検事正
- 2018年2月 京都地方検察庁検事正
- 2019年7月 神戸地方検察庁検事正
- 2020年11月 弁護士登録（大阪弁護士会）  
片山・平泉法律事務所（現片山・平泉・櫛座法律事務所）客員弁護士（現職）
- 2021年6月 株式会社京都銀行監査役
- 2023年6月 関西電力株式会社社外取締役（現職）
- 2023年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現職）

【重要な兼職の状況】 関西電力株式会社社外取締役

#### 社外取締役候補者としての理由および期待される役割

田中素子氏は、長年にわたる検察官としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知識を有し、会社経営に直接関与した経験はありませんが、2023年10月から当社の社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。検察官としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見を活かし、当社グループの持続的な成長と価値向上のため、監査等委員として経営全般に有益な指摘や意見をいただくとともに、取締役の職務執行に関する監査も担っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたします。

候補者  
番号

6

あか まつ  
赤松

たま め  
玉女

(1959年12月8日生)

新任



■ 所有する当社の株式数

0株

### 略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 1993年 4月 京都市立芸術大学美術学部油画専攻講師
- 2004年 4月 同 助教授
- 2010年 4月 同 教授
- 2018年 4月 同 美術学部長
- 2019年 4月 公立大学法人京都市立芸術大学理事長兼学長
- 2020年 4月 京都工芸繊維大学経営協議会委員（現職）
- 2022年 4月 国際日本文化研究センター運営会議委員（現職）
- 2022年 6月 日本電産株式会社（現ニデック株式会社）社外取締役
- 2023年 6月 ダイキン工業現代美術振興財団理事（現職）
- 2023年 12月 兵庫県立美術館有識者会議委員（現職）
- 2024年 5月 N I S S H A財団評議会（現職）

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

赤松玉女氏は、大学理事長兼学長経験者として、人材育成やガバナンス等の分野における豊富な経験、専門知識を持ち、会社経営に直接関与した経験はありませんが、企業の社外取締役として経営全般の助言を行った経験も有しています。上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけのものと考えております。選任後は、これらの豊富な経験と人材育成やガバナンス等における専門的知見を活かし、当社グループの持続的な成長と価値向上のため、監査等委員として経営全般に有益な指摘や意見をいただくとともに、取締役の職務執行に関する監査も担っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 赤松玉女氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 大藪千穂、植木英次、中務裕之、田中素子、赤松玉女の各氏は、社外取締役候補者であります。
  - 大藪千穂、植木英次、中務裕之、田中素子の各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって、1年9か月となります。また各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、赤松玉女氏の選任が承認された場合、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
  - 植木英次氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの出身であり、2018年6月までは代表取締役副社長執行役員として業務執行に従事しておりました。現在は株式会社N T Tデータ フィナンシャルテクノロジーの顧問(2025年6月退任予定)及びエヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社の顧問(2025年6月退任予定)であります。当社グループの株式会社京都銀行は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにシステム運営を委託しているほか、同社と通常の銀行取引がありますが、同社からみた株式会社京都銀行との取引額は直近事業年度の連結売上高の1%未満で、また株式会社京都銀行からみた同社との取引額は直近事業年度の連結業務粗利益の1%未満であり、その他当社グループとは相互の寄附等の関係はなく、また当社は同社の株式を保有しておりません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから約7年が経過しており、現時点において当社との間に何らの関係もありません。以上により、同氏は社外取締役としての独立性を有すると判断しております。
  - 田中素子氏の重要な兼職先である関西電力株式会社と株式会社京都銀行の間には、通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に重要性はなく、同氏は社外取締役としての独立性を有すると判断しております。なお、同氏は同社の2025年6月26日開催予定の株主総会をもって退任予定であります。
  - 当社は、大藪千穂、植木英次、中務裕之、田中素子の各氏との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する額といたしております。本総会において各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、赤松玉女氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容で更新することを予定しております。

以上

## 第2期事業報告

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過および成果等

##### 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社と株式会社京都銀行（以下、京都銀行）を含む連結子会社11社および持分法適用関連会社1社により構成される企業集団であり、京都を中心に近畿2府3県を主要な営業基盤として、「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」を目指し、銀行業務を中核に、リース業務、金融商品取引業務、投資業務および各種コンサルティング業務等を通じ、地域のみなさまの課題を解決する総合ソリューションを提供しております。

##### 金融経済環境

当期のわが国経済は、ゆるやかな回復基調が続いた一方、個人消費は食料品や日用品などの物価上昇を背景に力強さを欠き、企業部門も人手不足や一段の価格転嫁への対応が十分とはいえ、経済の自律的回復に向けた課題が残りました。

また、日本銀行が政策金利を引き上げ、「金利のある世界」へ回帰したことで、金融環境は大きく転換する局面を迎えました。

期末にかけては、地政学的リスクが高止まりする中、アメリカの関税政策に起因して、経済見通しに不透明感が増す中で期を終えることとなりました。

##### 事業の経過及び成果

当社では、多様化し複雑化する社会課題やお客さまのニーズに対し、真摯に応え続け地域社会の繁栄に奉仕することが、ありがたい姿「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する」の実現につながり、当社グループの事業領域拡大と成長につながると考えております。

こうした中、当社では2024年11月に「更なる成長に向けた戦略目標」を公表し、「2029年3月期にROE5.0%、親会社株主に帰属する当期純利益600億円」、「2030年代前半にROE8.0%以上」を設定しました。

## 更なる成長に向けた戦略目標

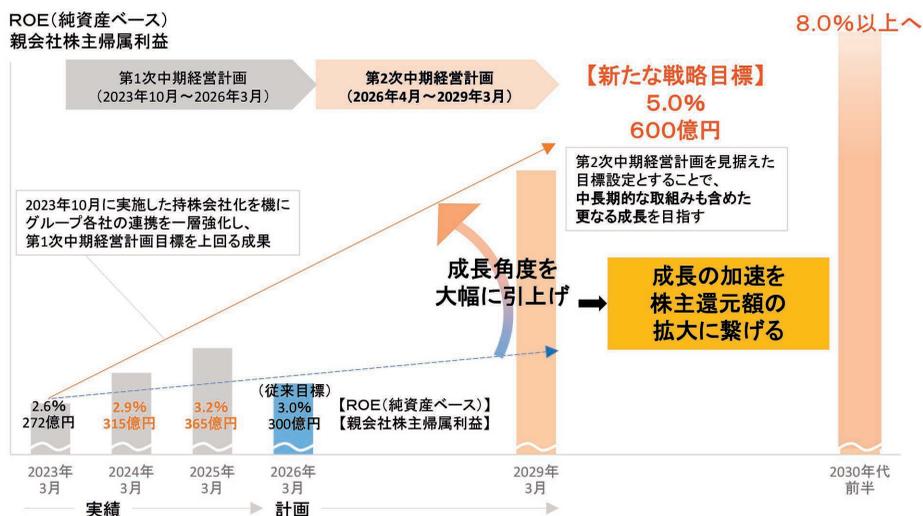
第1次中期経営計画（2023年10月～2026年3月）の最終年度目標「親会社株主に帰属する当期純利益300億円」を2024年3月期に前倒しで達成したことを受け、2024年11月に本戦略目標を公表しました。

持株会社体制への移行を契機にグループ各社の連携を一層強化し、より付加価値の高いソリューションビジネスを積極的に展開したことにより、第1次中期経営計画策定時の想定を上回る収益拡大を達成したこと、また、日本銀行の政策金利引き上げによる「金利のある世界」への回帰といった外部環境の変化等も踏まえ、これまでよりも成長角度を大幅に引き上げ、成長を加速してまいります。

### 戦略目標のイメージと指標

#### ◆成長角度の引上げ

持株会社体制への移行による収益拡大、「金利のある世界」の到来を踏まえ、更なる成長に挑戦



【新たな戦略目標】ROEの飛躍的向上ならびに、次代の成長企業への投資加速を企図

項目	達成時期	目標
ROE(純資産ベース)	2029年3月	5% ← 従来目標(2026年3月に3%) 【2030年代前半に、8%以上を達成】
親会社株主帰属利益	2029年3月	600億円 ← 従来目標(2026年3月に300億円)
ベンチャー投資を中心とした成長投資	2031年3月	1,000億円以上(純増、2024年度下期からの累計)
政策保有株式縮減	2029年3月	1,000億円以上(時価、2024年度下期からの累計)

また、次の3つの取り組みを柱とし、目標達成に向けた取り組みを進めてまいります。

<p><b>①ベンチャー投資を中心とした次代の成長企業の発掘・育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ <b>ベンチャー投資・事業承継投資にて1,000億円以上の投資</b>を行い、次代の成長企業を育成することで、地域経済の発展を牽引</li><li>▶ これまでの当社グループの歴史において、<b>日本を代表する企業群を育成・創出するなかで得た政策保有株式の一部をその原資として活用</b></li></ul>	<p><b>②「金利のある世界」における預貸ビジネスの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 当社グループが「<b>広域型地方銀行</b>」として築いてきた、店舗・お客さまとのネットワークといった経営基盤を最大限に活用した<b>預貸ビジネスの推進</b>（2029年3月時点 <b>預金11兆円、貸出金9兆円規模</b>の目標）</li><li>▶ <b>収益性に基づくポートフォリオ見直し</b>を継続し、<b>アセットの質を一層向上</b></li></ul>	<p><b>③総合ソリューション機能拡充により地域の課題解決を加速</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 中小企業支援領域（脱炭素、人手不足等）、IT・DX領域を中心に<b>M&amp;A・資本業務提携先</b>を探索するなど、<b>インオーガニック投資も駆使したスピーディーな機能拡充</b></li><li>▶ グループ内連携による<b>シナジー最大化</b>へ継続取り組みし、地域やお客さまの課題に真摯に向合う</li></ul>
--	---	---

## 次代の成長企業の発掘・育成

1つ目の取り組みの柱は「次代の成長企業の発掘・育成」です。

当社グループは地域企業の創業・成長支援に過去から注力しており、融資のみならず出資という手法でのサポートや内部人材の派遣などの伴走支援に取り組み、お客さまと緊密な関係を構築してまいりました。現在、ベンチャー投資や事業承継投資に対しては、京都キャピタルパートナーズを中心に組み組んでおり、当期は新たに関西最大級となる100億円規模のベンチャーファンド「KCAPベンチャー1号ファンド」を設立しました。

また、支援手法の一つであるM&A事業については、2001年の業務開始以降、専門人材育成や広域ネットワークの活用等により、案件組成から遂行まで自社グループで対応してきたことで実績を順調に積み上げ、お客さまからの信頼を得てきました。この強みをさらに活かすため、M&A事業を会社分割により「京都M&Aアドバイザーズ株式会社」として2025年7月に新設する予定です。M&A事業部門をM&A支援に特化した子会社として独立させることで、事業領域の更なる拡大と迅速な意思決定、協力機関等との連携を加速してまいります。

これらの取り組みについて、過去に政策投資先として支援した企業からの配当等に加え、政策保有株式縮減により得られる資本余力の一部を原資とすることで、創業・成長支援を更に加速し、地域の経済成長の好循環を創り出すとともに、地域社会・企業と当社グループの成長スピードの加速を実現してまいります。

## 預貸ビジネスの強化

2つ目の取り組みの柱は「預貸ビジネスの強化」です。預金・貸出金によるビジネスは、金融機関の基本業務であり、お客さまとの取引基盤として注力してきましたが、日本銀行の金融政策の影響等により収益面では厳しい状況が続いておりました。金融政策変更により

「金利のある世界」へ回帰し、今後収益面でも重要性が増します。当社グループが広域型地方銀行として築いてきた広域ネットワークを最大限に活用し、預貸ビジネスを更に推進してまいります。

預金については、窓口での相談業務の高度化、京銀アプリやインターネットバンキングなどの利便性向上を図るとともに、各種預金金利の引き上げやお客さまからお預かりした資金を持続可能な社会の実現に向けた投融資の資金に充当する「京銀サステナブル預金」など魅力ある商品を導入することで、増量に取り組んでおります。

貸出金については、アセット投資を「1兆2,000億円+ $\alpha$ 」増加する目標のもと、「戦略的アセット投資プロジェクト」を立ち上げ、全社横断的なポートフォリオの検討、相続対策や資産家向けの新たなマンションローン商品の開発、与信判断を迅速かつ積極的に取り組むために決裁権限見直しなどを行いました。

加えて、持続可能な社会の実現に向けた投融資である「サステナブルファイナンス」の推進にも引き続き取り組み、2024年4月には「京銀サステナビリティ・リンク・ローン～Seven Targets～」の取り扱いを開始しました。本商品は、お客さまが選択できるSPTsを脱炭素以外にも広げ7つとしたこと、商品のフレームワークが国際基準に適合することの第三者認証を取得したことで、お客さまが取り組み易い仕組みとなっていることから、サステナブルファイナンスによる取り組みの裾野拡大に貢献しております。特に、サステナビリティの取り組みに対する関心の高い中小企業を中心とするお客さまからの引き合いも多く、2024年度末時点で110件を超える融資実行と取扱開始時の想定を上回る申し込みをいただいております。サステナブルファイナンス全体の目標「2030年度までにサステナブルファイナンスを1兆円実行」も、2024年度末時点で7,289億円実行と順調に推移しております。

これらの取り組みの結果もあり、京都銀行の貸出金残高は2024年8月末に7兆円を突破しました。

また、サービスの質の向上・効率的な提供の実現のため、専門性を有する本部担当者がリモートでお客さまに対応する「リモートサービスセンター」の新設、お客さまの手続きがWEBで完結できる「京銀消費者ローンWEB完結サービス」の取扱開始、預かり資産営業におけるポートフォリオ提案ツールの導入等を行ったほか、生成AIチャットボット等のDX技術を活用した業務効率化等にも取り組んでおります。

### **総合ソリューション機能の拡充**

3つ目の取り組みの柱は「総合ソリューション機能の拡充」です。持株会社体制となり、グループ各社それぞれの専門性強化、グループ各社間の連携強化により、地域やお客さまの課題に対し、高度かつ最適なソリューションのワンストップでの提供を実現してまいります。

「きょうと事業再生債権回収株式会社」を設立し、経営状態に課題を抱えるお客さまに寄り添いながらの事業再生を軸としたサポートを開始したほか、「積水リース株式会社」をM&Aにより子会社化する等、グループ機能の強化を図りました。

また、地域産業を担う事業者さまの抱える課題の特定からソリューションの提供まで一貫して取り組む「地域みらい共創事業」を始動しました。本事業では、グループ各社や外部機関と連携したソリューションを提供するとともに、新たに1,000億円の投資枠を設定し、資本性ローンや超長期ローンなど従来の枠組みにとどまらない安心感のある多様なファイナンスなどに積極的に取り組むことで、地域・お客さまの期待に応え、持続可能な社会の実現と収益性の向上に取り組んでおります。

## **社会的責任に対する対応**

昨今、企業に対し責任ある企業活動がより一層強く求められておりますが、当社グループは、自社グループのみならず地域・お客さまの人権尊重の取り組みを推進する「人権方針」、お客さまとの良好な関係を構築するとともに従業員の人権を尊重する「カスタマーハラスメント対応方針」、求職者等の人権侵害を万が一にも発生させない採用活動を徹底する「採用活動における行動指針」等を改めて制定し、社会的要請にしっかりとお応えする体制としております。

また、社会的課題として注目される気候変動問題への対応としては、2030年度までの達成を設定していた「自社グループの事業活動による温室効果ガス排出量50%削減」を当期に前倒しで達成いたしました。長期目標として2050年度をターゲットに設定する「カーボンニュートラルの実現」に向けた施策を推進するとともに、地域・お客さまも含めたカーボンニュートラル社会の実現に向け取り組んでまいります。

以上のような取り組みの結果、当期の業績は以下の通りとなりました。

## **当社グループの連結業績**

当社グループの連結経常収益は、前年度比295億66百万円増加し、1,672億58百万円となりました。一方、経常費用は、前年度比222億24百万円増加し、1,163億42百万円となりました。この結果、連結経常利益は前年度比73億41百万円増加し509億15百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比49億79百万円増加し365億52百万円となりました。

## **京都銀行の業績および主要勘定**

京都銀行の経常収益は、貸出金利息などの資金運用収益を中心に前年度比190億26百万円

増加し1,456億81百万円となりました。一方、経常費用は、預金金利引き上げなどに伴う資金調達費用の増加などにより、前年度比124億32百万円増加し、976億91百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比65億93百万円増加し479億89百万円、当期純利益は前年度比51億61百万円増加し348億53百万円と、過去最高益となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金および譲渡性預金は、公共・金融機関預金を中心に期中1,997億円増加の9兆6,145億円、貸出金は、法人向け貸出を中心に、期中5,959億円増加の7兆3,222億円と7兆円を突破し、有価証券は、市場動向を注視しつつ適切な運用に努めました結果、3兆3,031億円となりました。なお、有価証券の時価会計に伴う評価差額(含み益)は、8,241億円となりました。

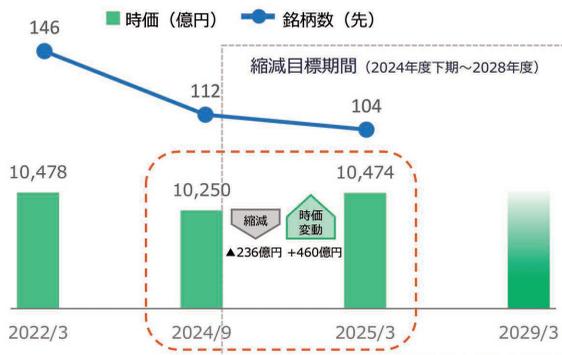
## 政策投資株式の縮減状況

政策投資株式については、「更なる成長に向けた戦略目標」で設定した縮減目標に基づき、縮減を進めております。

### 政策保有株式（上場）の縮減目標

2024年度下期～2028年度 1,000億円以上縮減（時価ベース）

### 政策保有株式（上場）の推移



### 政策保有株式（上場）時価の縮減状況

内訳	2022年度縮減額	2023年度縮減額	2024年度縮減額	
				うち下期
売却 (売却時の時価累計)	39 億円	61 億円	44 億円	26 億円
純投資振替 (未時点の時価)	-	101 億円	210 億円	210 億円
合計	39 億円	162 億円	254 億円	236 億円 ※

※ (ご参考) 上記以外に合意済み未売却額88億円 (2025年3月末時点時価)

## 当社グループの対処すべき課題

現在、地域を取り巻く環境は、少子高齢化、労働力不足、物価高、エネルギー問題など多くの課題を抱えています。地域経済の縮小、後継者不足、環境リスクの増大といった現象は一過性のものではなく、将来の成長を阻む構造的な問題です。

このような状況の中、当社グループは「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念に基づき、地域に根ざした「総合ソリューション企業」としての責務を果たすため、以下の3つの重点テーマに取り組んでまいります。

### 地域経済の活性化

当社グループはこれまで、地域金融機関として地域のみなさまと共に歩んでまいりました。今後、人口減少による地域経済の縮小が懸念される中、当社は従来の金融仲介にとどまらず、ベンチャー企業を含む地域企業の創業・成長支援、M&A・事業承継、伝統産業のブランディングや販路開拓支援などの業務を一層強化し、地域経済に新たな価値を生み出し、共に未来を創造する企業として歩んでまいります。

### グループ全体の成長

国内外の経済環境、産業構造の変化が加速する中で、お客さまが抱える課題やニーズは多様化・複雑化しています。それらに因應するため、当社グループは、将来の資産形成をサポートする「京銀証券」をはじめとして、社会課題を解決するイノベーション企業の創出を後押しする「京都キャピタルパートナーズ」、戦略的な企業の合併・買収や、社会課題である事業承継のサポートを行う「京都M&Aアドバイザリー（2025年7月設立予定）」など、地域が直面する課題により深く対応できるグループ体制を構築し、収益基盤の強化に努めてまいります。そしてグループ全体のシナジーを活かして、ワンストップで付加価値の高いソリューションを提供していくことで、地域経済の発展にこれからも貢献してまいります。

### サステナビリティ経営の実践

当社グループは、サステナビリティを企業価値向上の中核的概念と位置づけています。脱炭素社会への移行が世界的に進む中、企業の脱炭素への取り組みを促進するようなファイナンスやサービスの提供に引き続き取り組み、また人的資本投資、多様な働き方の推進、更なる資本効率の向上、ガバナンス強化を通じて、長期持続的な企業価値の向上を目指し、引き続き、資本コストと株価を意識した経営を実践してまいります。

こうした経営の実践を通じて、株主のみなさまや、地域社会を含めた幅広いステークホルダーのみなさまの期待に応えてまいります。株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	—	—	137,691	167,258
経常利益	—	—	43,574	50,915
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	31,572	36,552
包括利益	—	—	177,237	△34,139
純資産額	—	—	1,141,082	1,083,193
総資産	—	—	11,576,552	12,161,140

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、2023年10月2日設立のため、2022年度以前の状況については記載しておりません。

### ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
営業収益	—	—	11,941	31,329
受取配当額	—	—	11,095	30,000
銀行業を営む子会社	—	—	11,095	30,000
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	—	—	11,059	29,998
1株当たり当期純利益	一円一銭	一円一銭	37円46銭	102円68銭
総資産	—	—	479,790	485,888
銀行業を営む子会社株式等	—	—	456,224	456,224
その他の子会社株式等	—	—	7,225	11,109

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を自己株式を除く期中平均株式数で除して算出しております。  
 なお、2024年1月1日付で1株を4株に株式分割しております。2023年度の1株当たり当期純利益については、2023年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。  
 3. 当社は、2023年10月2日設立のため、2022年度以前の状況については記載しておりません。

## (3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	銀行業	その他
使用人数	3,261人	319人

- (注) 使用人数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。

#### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

##### イ. 銀行業

株式会社京都銀行

##### ① 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
京 都 府	111	( 6)
大 阪 府	31	( —)
滋 賀 県	14	( —)
奈 良 県	7	( —)
兵 庫 県	8	( —)
愛 知 県	2	( —)
東 京 都	1	( —)
合 計	174	( 6)

(注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所、移動店舗車を1台、店舗外現金自動設備を219か所設置しております。また、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を26,089か所設置しております。

##### ② 当年度新設営業所

該当ありません。

なお、当年度において店舗外現金自動設備を11か所廃止いたしました。

##### ロ. その他

株式会社京都フィナンシャルグループ

営 業 所 等	所 在 地
本 社	京 都 市

(注) 上記以外のその他の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」の「ロ. 子会社等の状況」をご参照ください。

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他	合計
設備投資の総額	5,393	550	5,943

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

銀行業	内容	金額
	店舗等の新築移転・改修 (6か所)	265

- (注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。  
2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況  
該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名 (所在地)	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社京都銀行 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	銀行業務	百万円 42,103	% 100.00	—
烏丸商事株式会社 (京都市中京区烏丸通三条南入饅頭屋町591番地)	ECモールの運営	10	100.00	—
京銀リース株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	リース業務	100	100.00	—
京都クレジットサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	—
京銀カードサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	—
株式会社京都総研コンサルティング (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	コンサルティング業務、 経済調査・研究業務	30	100.00	—
京銀証券株式会社 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	金融商品取引業務	3,000	100.00	—
京都キャピタルパートナーズ株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	投資業務	100	100.00	—
きょうと事業再生債権回収株式会社 (京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町518番地 前田エスエヌビル3階)	事業再生・債権管理回 収業務	500	100.00	—
積水リース株式会社 (大阪府大阪市中央区道修町4丁目4番10号)	リース業務	100	90.00	—
京都信用保証サービス株式会社 (京都市中京区烏丸通三条南入饅頭屋町591番地)	信用保証業務	30	100.00 (100.00)	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、間接議決権比率であります。  
4. 上記のほか、持分法適用の関連会社が1社あります。

ハ. 重要な業務提携の概況  
該当ありません。

**(7) 主要な借入先**

該当ありません。

**(8) 事業譲渡等の状況**

当社は、2024年6月3日をもって、積水リース株式会社の発行済株式の90%を取得し、連結子会社といたしました。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
土 井 伸 宏	取締役社長（代表取締役）	株式会社京都銀行取締役会長 （代表取締役）	
幡 宏 幸	取締役（代表取締役） 経営管理部担当	株式会社京都銀行専務取締役	
安 井 幹 也	取締役	株式会社京都銀行取締役頭取 （代表取締役）	
奥 野 美奈子	取締役 新規事業開発部担当	株式会社京都銀行常務取締役	
羽 淵 完 司	取締役 人財戦略部担当	株式会社京都銀行取締役	
本 政 悦 治	取締役	株式会社京都銀行取締役	
岩 橋 俊 郎	取締役（監査等委員）（常勤）		
大 藪 千 穂	取締役（監査等委員）（社外取締役）		
植 木 英 次	取締役（監査等委員）（社外取締役）	株式会社NTTデータ フィナン シャルテクノロジー顧問 エヌ・ティ・ティ・データ・フ ォース株式会社顧問 株式会社C I J社外監査役	
中 務 裕 之	取締役（監査等委員）（社外取締役）	フルサト・マルカホールディン グス株式会社社外取締役	
田 中 素 子	取締役（監査等委員）（社外取締役）	関西電力株式会社社外取締役	
和 泉 志津恵	取締役（監査等委員）（社外取締役）		

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の大藪千穂氏、植木英次氏、中務裕之氏、田中素子氏及び和泉志津恵氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）の中務裕之氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）の和泉志津恵氏につきましては、職業上使用している氏名であることから、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は大久保志津恵氏であります。
4. 当社は、常勤の監査等委員を1名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が重要な会議等に出席するほか、内部監査部門との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別報酬の決定方針（以下、「決定方針」という）は、グループ指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会の決議により決定しております。

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、単年度の業績への貢献度等に応じて支給する「役員賞与」、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるための「譲渡制限付株式報酬」により構成しております。

社外取締役については、独立性の観点から、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

監査等委員である取締役については、独立性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

なお、当社は銀行持株会社として子銀行である株式会社京都銀行と一体的に報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼職する場合は、報酬等を一定割合で按分するものとしております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、グループ指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## □. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬		非金銭報酬等
			基本報酬	役員賞与	
取締役 (監査等委員を除く)	6名	169	121	33	14
取締役(監査等委員)	6名	69	69	—	—
計	12名	238	190	33	14

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記非金銭報酬等は、「譲渡制限付株式報酬」に基づく費用計上額14百万円であります。  
譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対し、取締役または執行役員いずれの地位も退任する日までの譲渡制限期間が設定された普通株式を付与しております。これは、取締役の企業価値増大への意識や株主重視の経営意識を高めることを目的としたものであり、年間の報酬の上限は150百万円かつ100,000株以内であります。
3. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は該当ありません。

## ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2024年6月27日開催の第1期定時株主総会(終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数6名、監査等委員である取締役の員数6名)において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は年額500百万円以内、監査等委員である取締役は年額100百万円以内として、それぞれご承認いただいております。また、金銭で支給する報酬とは別枠で、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の「譲渡制限付株式報酬」は年額150百万円以内かつ100,000株以内として、ご承認いただいております。

## ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2024年6月27日開催の取締役会において、代表取締役社長土井伸宏及び代表取締役幡宏幸に、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の業績への貢献度を踏まえた賞与の評価配分、および譲渡制限付株式の各人別割当株数の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、グループ指名・報酬委員会に原案を諮問して答申を得ており、当該答申の内容に従って決定しております。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 藪 千 穂	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
植 木 英 次	
中 務 裕 之	
田 中 素 子	
和 泉 志津恵	

### (4) 補償契約

該当ありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員であり、その保険料は当社が全額負担しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
大藪千穂	
植木英次	株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー顧問 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社顧問 株式会社C I J 社外監査役
中務裕之	フルサト・マルカホールディングス株式会社社外取締役
田中素子	関西電力株式会社社外取締役
和泉志津恵	

- (注) 1. 取締役植木英次氏は株式会社エヌ・ティ・ティ・データの出身であり、2018年6月までは代表取締役副社長執行役員として業務執行に従事しておりました。現在は株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジーの顧問及びエヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社の顧問であります。当社グループの京都銀行は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにシステム運営を委託しているほか、同社と通常の銀行取引がありますが、同社からみた京都銀行との取引額は直近事業年度の連結売上高の1%未満で、また京都銀行からみた同社との取引額は直近事業年度の連結業務粗利益の1%未満であり、その他当社グループとは相互の寄附等の関係はなく、また当社は同社の株式を保有しておりません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから約7年が経過しており、現時点において当社との間に何らの関係もありません。以上により、同氏は社外取締役としての独立性を有すると判断しております。
2. 取締役田中素子氏の重要な兼職先である関西電力株式会社と京都銀行の間には、通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に重要性はなく、同氏は社外取締役としての独立性を有すると判断しております。
3. その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
大藪千穂	1年6か月	当期開催の取締役会14回の全て及び監査等委員会15回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員長として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
植木英次	1年6か月	当期開催の取締役会14回の全て及び監査等委員会15回の全てに出席しております。	会社経営者としての経験やシステム分野の知見に基づき、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
中務裕之	1年6か月	当期開催の取締役会14回の全て及び監査等委員会15回の全てに出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
田中素子	1年6か月	当期開催の取締役会14回の全て及び監査等委員会15回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
和泉志津恵	9か月	就任後開催の取締役会11回の全て及び監査等委員会11回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等
報酬等の合計	5名	41

### (4) 社外役員の意見 該当ありません。

#### 4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 800,000千株  
 発行済株式の総数 301,362千株  
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 26,553名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	34,064 <sup>千株</sup>	11.74 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	11,095	3.82
日本生命保険相互会社	10,922	3.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	10,106	3.48
明治安田生命保険相互会社	10,001	3.44
京セラ株式会社	6,384	2.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・オムロン株式会社口)	6,112	2.10
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	5,944	2.04
住友生命保険相互会社	5,272	1.81
京都フィナンシャルグループ従業員持株会	4,925	1.69

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (11,388千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 役員保有株式

区分	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類および種類ごとの数)
取締役 (社外取締役および監査等委員 である取締役を除く)	6名	普通株式 6,730株

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

## 5. 当社の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 51個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 4,080株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2038年7月29日まで ⑤ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 66個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 5,280株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2039年7月29日まで ⑤ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 78個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 6,240株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2040年7月29日まで ⑤ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 80個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 6,400株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2041年8月1日まで ⑤ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 85個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 6,800株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2042年7月30日まで ⑤ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 77個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 6,160株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2043年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 62個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 4,960株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2044年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 125個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 10,000株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2045年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 263個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 21,040株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2046年7月28日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 189個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 15,120株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2047年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 244個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 19,520株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2048年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	3名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 354個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 28,320株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2049年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	3名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月2日 ② 新株予約権の数 382個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 30,560株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月2日から2050年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	3名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 1. 2023年6月29日開催の株式会社京都銀行の定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社京都銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権を交付しております。
2. 当社が2024年1月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等 該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 山口 圭介 指定有限責任社員 下井田 晶代	27	(報酬等について監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬の見積り根拠などが適切であるかについて確認し、検証した結果、相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。  (会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容) ・株式売出しに係るコンフォートレター作成業務

- (注) 1. 当社および子会社が当社の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は112百万円であり  
ます。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
3. 当社の子会社である積水リース株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

該当ありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性等の観点から、当社の監査業務に重大な支障を来すと判断した場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

当社では、経営理念・経営方針のもと、会社法及び同施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備として、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会で決議し、その方針に基づいて、内部統制システムの整備及びその実効性の向上に努めています。

なお、本方針において、当社グループとは当社および連結子会社により構成される企業グループを指します。

### (1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、経営理念・経営方針のもと、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、そのための遵守基準となる企業倫理・行動規範等を制定する。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス推進体制として、当社にコンプライアンス会議、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各子会社におけるコンプライアンス徹底のための態勢整備、指導、管理、評価・改善等を行う。各子会社においては、各社の事業内容・規模等に応じたコンプライアンス態勢の整備・運用を行う。また、不正行為を発見した場合の報告体制をグループ各社において整備・運用するとともに、社内通報制度を設け、不正行為の早期発見および自律的な対応を行い、もって当社グループ会社の健全性を維持する。
- ③ 当社は、グループ全体における毎年度の取組方針として、コンプライアンス・プログラムを作成し、コンプライアンスの計画的な推進を図るとともに、定期的に進捗状況を取締役会およびコンプライアンス会議に報告する。
- ④ 当社グループは、強固なコンプライアンス態勢を整備・確立するためグループ共通の「コンプライアンス規程」を定めるとともに、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」等の諸規程を制定する。
- ⑤ 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備するとともに、マネー・ローンダリング等対策の高度化に努める。
- ⑥ 当社グループは、法令に則り、グループ各社に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理を行うための体制を整備する。
- ⑦ 当社の取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役会の構成として、一定割合以上の社外取締役を置くことで、外部の視点による監督機能の維持・向上を図る。
- ⑧ 当社の内部監査部門は、取締役会および監査等委員会直轄の組織とし、グループ全体のコンプライアンス状況を監査し、取締役会および監査等委員会に報告する。

## **(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

- ① 当社グループの情報資産保護のための基本方針として、「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報資産を適切に保護・管理する。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る情報については、取締役会議事録などを適切に保存・管理し、閲覧権限者の要請に対処できる体制を整備する。

## **(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社グループは、グループ全体の安全かつ健全な経営基盤を確立することを目的とした「統合的リスク管理規程」を定め、各社の事業内容や規模等に応じたリスク管理を行うこととし、以下の主要なリスクをはじめ、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、環境変化に適切に対応できる内部管理体制について定める。  
(ア) 信用リスク、(イ) 市場リスク、(ウ) 流動性リスク、(エ) オペレーショナル・リスク、(オ) マネー・ローダリング等リスク、(カ) 評判リスク
- ② 当社は、前項に定めるほか、グループ全体の健全かつ適切な経営を確保するため、取締役会において、グループ各社の経営、財務およびリスク管理の状況等に応じて、グループ内における適切かつ効率的な資本の分配および自己資本の充実等に係る方針・計画を決定し、それらを踏まえグループ全体の経営管理を行う。
- ③ 当社グループは、地震・火災等の災害発生や各種リスクの顕在化等の突発的な事象に対処していくため、グループ全体を対象とした「非常事態対策本部設置規程」を定めるとともに、具体的な対応手順として、「コンティンジェンシープラン」等を整備する。
- ④ 当社グループのリスク管理に関する重要事項は、当社の統合的リスク会議において決議・審議・報告し、総合的なリスク管理態勢の整備・確立を図る。
- ⑤ 当社の内部監査部門は、グループ全体の内部監査を統括し、リスク管理状況について独立した監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

## **(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、経営理念・経営方針を基軸として、取締役会においてグループ全体の中長期の経営計画ならびに毎年度の方針・予算を決定し、各子会社はそれらを踏まえた計画の策定ならびに業務執行を行う。
- ② 当社は、グループ全体の計画進捗状況について、取締役会において半期ごとに成果と課題を把握し、さらに四半期ごとに予算・決算の状況を管理することにより、取締役の相互牽制、業務執行の監督を行う。
- ③ 当社および各子会社の具体的な業務の遂行にあたっては、社内規程等に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行うこととする。
- ④ 当社は、各子会社の自立を尊重しつつ、「グループ経営管理規程」において、協議・報告基準を定め、経営管理を行う。

- ⑤ 当社の執行を担う会議体として、経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議を設置し、取締役会より委譲を受けた重要事項の決定や各子会社の業務執行状況の把握、取締役会への適切な情報共有などを行い、執行機能の強化を図る。

**(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制ならびに当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制**

- ① 当社グループの適正な業務運営を確保するため、「内規」や「職務権限規程」等においてその職務分担を明記するとともに、当社の「グループ経営管理規程」においてグループ会社等の業務の規模・特性に応じた経営管理を行う。
- ② 当社の役職員を連結子会社の役員に就任させるなど、連結子会社の取締役会への出席等を通じて、当該子会社における業務の状況を管理・監督する。
- ③ 当社は、取締役会から委譲を受けた重要事項の決定や子会社の業務執行状況の把握、取締役会への適切な情報共有を行う会議体としてグループ経営会議（経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議の総称）を置く。グループ各社は当社の決定したグループの経営方針に沿った業務執行を行い、その執行状況を代表者等がグループ経営会議に報告する。
- ④ 当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、基本方針を制定し、体制を整備する。
- ⑤ 当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施するとともに、内部監査基本方針のもと、子会社の内部監査体制を整備する。また、当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査部門が行った内部監査の結果を取締役会および監査等委員会へ報告する。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会事務局に監査等委員会、監査等委員の職務を補助する使用人として専属の担当者を置くこととする。
- ② 監査等委員会事務局の専属の担当者は業務執行に係る役職は兼務せず、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮・監督を受けず、専ら監査等委員会、監査等委員からの指示命令に従う。
- ③ 監査等委員会の補助使用人の人事（異動・評価・懲戒処分）については、監査等委員会の同意を得て行う。

## **(7) 監査等委員への報告に関する体制**

- ① 当社グループの役職員は、当社グループに重要な影響を及ぼす情報について、遅滞なく監査等委員へ報告する。報告を受けた監査等委員は監査等委員会に報告する。
- ② 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、必要に応じて、当社グループの取締役、使用人等に対して報告を求める。報告を求められた取締役、使用人等はこれに応じることとする。
- ③ 報告を行ったものに対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。また、社内通報制度等により報告したものに対する不利益な取扱いを把握した場合、適切な救済・回復の措置をとる。

## **(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

## **(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る適法性および妥当性の監査を実施するため、当社の執行に関する重要な会議に出席することができる。
- ② 監査等委員会は、当社代表取締役を含む役付取締役、内部統制関連部門等と連携することにより、当社グループの業務の執行状況を把握する。
- ③ 監査等委員会は、当社内部監査部門に対して、必要かつ具体的な指示を行うなど、当社内部監査部門に対する指揮命令権を確保する。
- ④ 当社の内部監査部門長の人事（異動・懲戒処分）については、監査等委員会の同意を得て行う。

当事業年度（第2期）における、上記基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。なお、基本方針は、法令諸規則等または外部経営環境の変化や当社グループにおける内部統制システムの運用状況等を踏まえて、随時必要な見直しを行い、内容の充実・実効性の向上に努めてまいります。

## **(1) コンプライアンス態勢**

- ・ コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題と位置付け、そのための遵守基準として、グループ共通の「企業倫理・行動規範」を制定しています。
- ・ 当社グループ全体のコンプライアンス推進体制として、当社にコンプライアンス会議、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各子会社におけるコンプライアンス徹底のための態勢整備、指導、管理、評価・改善等を行っています。

- ・ また、不正行為を発見した場合の報告体制をグループ各社において、整備・運用するとともに、社内通報制度を設け、不正行為の早期発見および自律的な対応を行っています。
- ・ 取締役会は、「グループコンプライアンス・リスク管理プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正をしています。

## **(2) 情報管理体制**

- ・ 取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理し、閲覧権限者の要請に対し対応できる体制を整備しています。
- ・ その他の重要な情報についても、各所管部において適切に保存及び管理しています。

## **(3) リスク管理体制**

- ・ グループ経営会議の1つである統合的リスク会議において、経営管理部より主要なリスクの状況について報告を受けています。
- ・ また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。
- ・ 当社の内部監査部門は、リスク管理状況について、独立した監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告しています。

## **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ・ 取締役会においてグループ全体の中期経営計画ならびに年度の方針および予算を決定し、各子会社はそれらを踏まえた計画の策定ならびに業務執行を行っています。
- ・ グループ全体の計画進捗状況について、取締役会において半期ごとに成果と課題を把握し、また四半期ごとに予算・決算の状況を管理しています。
- ・ 当社の執行を担う会議体として、経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議を設置し、取締役会より委譲を受けた重要事項の決定や各子会社の業務執行状況の把握、取締役会への適切な情報共有などを行っています。また、監督機能を補完する任意の委員会としての「グループ指名・報酬委員会」、専門的な領域における審議の充実をはかり、取締役会の機能を補完・補強する会議としての「サステナビリティ経営会議」を設置するなど、監督と執行の機能強化を両輪として推進するとともに、効率的な職務執行に取り組んでいます。

#### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は「グループ経営管理規程」を制定し、各子会社の当社への協議・報告基準を定め、業務の規模・特性に応じた経営管理を行っています。また、役職員を各子会社の役員に就任させ、取締役会への出席等を通じて、業務の状況を管理・監督しています。
- ・ グループ各社は当社の決定したグループ全体の経営方針に沿った業務執行を行い、その執行状況を代表者が経営執行会議において報告しています。
- ・ 当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、内部監査の結果を取締役会および監査等委員会へ報告しています。

#### (6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

- ・ 監査等委員会事務局には、専属の担当者を配置し、業務執行から独立した立場で、監査等委員の職務を補助しています。
- ・ 「監査等委員会規程」等において、監査等委員会への報告ルールを整備しているほか、各部署は、監査等委員会からの依頼・要請に基づいて、随時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明を実施しています。
- ・ また、報告を行った者に対し、不利益な取り扱いを行わない旨を定め、社内通報制度等により報告した者に対する不利益な取扱いを把握した場合、適切な救済・回復の措置をとることを定めるとともに、全従事者に対し周知徹底しています。
- ・ 常勤監査等委員は、グループ経営会議などの重要な会議に出席するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。
- ・ 内部監査部門、リスク統括部門は定期的に監査等委員との意見交換の場を設けて、内部監査、コンプライアンス、リスクの管理状況等を報告しています。

### 9. 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る 薬師前町700番地	456,224百万円	485,888百万円

### 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

### 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議によってこれらを決定することができる旨を定款に定めております。

当社では、株主還元方針を「総還元性向50%以上」と定め、成長投資と健全性の確保とのバランスを勘案しつつ、株主還元の充実を進め、弾力的に還元を実施することとしております。

## 連結計算書類

### (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,341,005	預 金	9,261,131
コールローン及び買入手形	58,666	譲渡性預金	310,899
買入金銭債権	15,007	コールマネー及び売渡手形	64,293
商品有価証券	277	債券貸借取引受入担保金	634,502
金銭の信託	6,306	借 用 金	437,330
有 価 証 券	3,304,862	外 国 為 替	225
貸 出 金	7,268,234	信 託 勘 定 借	3,727
外 国 為 替	8,725	そ の 他 負 債	92,530
リース債権及びリース投資資産	38,137	退職給付に係る負債	12,092
そ の 他 資 産	52,503	睡眠預金払戻損失引当金	97
有 形 固 定 資 産	78,421	偶発損失引当金	956
建 物	27,610	特別法上の引当金	0
土 地	43,794	繰延税金負債	243,209
建設仮勘定	2,488	再評価に係る繰延税金負債	3,445
その他の有形固定資産	4,527	支 払 承 諾	13,504
無 形 固 定 資 産	7,449	負 債 の 部 合 計	11,077,946
ソ フ ト ウ ェ ア	4,007	(純資産の部)	
の れ ん	1,426	資 本 金	40,000
その他の無形固定資産	2,015	資 本 剰 余 金	37,473
退職給付に係る資産	127	利 益 剰 余 金	458,718
繰延税金資産	1,064	自 己 株 式	△25,195
支払承諾見返	13,504	株 主 資 本 合 計	510,997
貸倒引当金	△33,153	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	566,698
		繰延ヘッジ損益	430
		土地再評価差額金	△2,766
		退職給付に係る調整累計額	7,434
		その他の包括利益累計額合計	571,796
		新 株 予 約 権	193
		非 支 配 株 主 持 分	205
		純 資 産 の 部 合 計	1,083,193
資 産 の 部 合 計	12,161,140	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,161,140

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目					金 額
経	常	収	益		167,258
資	金	運	用	収	112,216
	貸	出	金	利	63,992
	有	価	証	券	41,460
	コ	ー	ル	ロ	4,253
	預	け	金	利	51
	そ	の	他	の	2,457
信	託	報	等	収	6
役	務	取	引	等	26,067
そ	の	他	業	務	21,254
そ	の	他	業	務	7,711
	貸	倒	引	当	641
	償	却	債	権	2
	そ	の	他	の	7,068
経	常	費	用		116,342
資	金	調	達	費	27,882
	預	金	利	息	16,552
	讓	渡	性	預	842
	コ	ー	ル	マ	719
	債	券	貸	借	4,519
	借	用	金	利	451
	そ	の	他	の	4,796
役	務	取	引	等	7,642
そ	の	他	業	務	17,724
そ	の	他	業	務	61,284
	そ	の	他	の	1,808
	そ	の	他	の	1,808
経	常	利	益		50,915
特	別	利	益		68
	固	定	資	産	68
特	別	資	産	処	496
	固	定	資	産	471
	減	損	損	損	24
	金	融	商	品	0
税	等	調	整	前	50,488
法	人	税	住	民	13,445
法	人	税	税	等	488
当	期	純	利	益	13,933
非	支	配	株	主	36,554
親	会	社	株	主	2
	に	帰	属	す	36,552
	る	当	期	純	
	る	当	期	純	

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	40,000	41,875	441,188	△24,654	498,409
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△18,991		△18,991
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			36,552		36,552
自 己 株 式 の 取 得				△5,028	△5,028
自 己 株 式 の 処 分		1		84	86
自 己 株 式 の 消 却		△4,402		4,402	-
土地再評価差額金の取崩			△30		△30
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△4,401	17,530	△540	12,587
当 期 末 残 高	40,000	37,473	458,718	△25,195	510,997

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	645,029	28	△2,699	105	642,464	208	-	1,141,082
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△18,991
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								36,552
自 己 株 式 の 取 得								△5,028
自 己 株 式 の 処 分								86
自 己 株 式 の 消 却								-
土地再評価差額金の取崩								△30
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△78,330	402	△67	7,328	△70,667	△14	205	△70,476
当 期 変 動 額 合 計	△78,330	402	△67	7,328	△70,667	△14	205	△57,888
当 期 末 残 高	566,698	430	△2,766	7,434	571,796	193	205	1,083,193

# 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

## 1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義に関する事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 2. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結される子会社及び子法人等 11社

(会社名)

株式会社京都銀行  
烏丸商事株式会社  
京銀リース株式会社  
京都クレジットサービス株式会社  
京銀カードサービス株式会社  
株式会社京都総研コンサルティング  
京銀証券株式会社  
京都キャピタルパートナーズ株式会社  
きょうと事業再生債権回収株式会社  
積水リース株式会社  
京都信用保証サービス株式会社

(連結の範囲の変更)

きょうと事業再生債権回収株式会社は、新規設立により、また、積水リース株式会社は、株式取得により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

### (2) 非連結の子会社及び子法人等 7社

(会社名)

京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合  
京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合  
京銀NextStage2021ファンド投資事業有限責任組合  
京銀輝く未来応援ファンド3号 for SDGs 投資事業有限責任組合  
京銀FOF1号投資事業有限責任組合  
京銀NextStage2024ファンド投資事業有限責任組合  
KCAPベンチャー1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

(会社名)

有限会社マドネスジャパン

株式会社シカタ

株式会社渡辺義一製作所

投資事業等を行う非連結の子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

### 3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

(会社名)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 7社

(会社名)

京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合

京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合

京銀NextStage2021ファンド投資事業有限責任組合

京銀輝く未来応援ファンド3号 for SDGs 投資事業有限責任組合

京銀FOF1号投資事業有限責任組合

京銀NextStage2024ファンド投資事業有限責任組合

KCAPベンチャー1号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 2社

(会社名)

京銀まちづくりファンド有限責任事業組合

地域づくり京ファンド有限責任事業組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

(会社名)

夢酒蔵株式会社

株式会社サンエープロテントホールディングス

投資事業等を行う非連結の子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

4. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 11社

5. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

6. のれんの償却に関する事項

16年間の定額法により償却を行っております。

7. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

##### ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権及び、要管理先以外の要注意先のうち財務内容等に特に懸念のある債務者に対する債権については今後3年間、これら以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値に、将来見込み等を勘案して損失率を求め、算定しております。また、上記の要注意先及び要管理先に区分される債務者のうち、経営改善計画の策定可能性に関する不確実性が高い特定の債務者に対する債権については、破綻懸念先に対して見積られた非保全額に対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用      その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異      各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## (11) 重要なヘッジ会計の方法

### ① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

### ② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
  - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

### 1. 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものです。

### 2. 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

### 3. 当該会計基準等の適用による影響

連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 33,153百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」「7. 会計方針に関する事項」「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

#### ② 主要な仮定

債務者区分は、債務者の財務情報等に加え、業績不振等の状況にある債務者の経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断に依存する場合があります。区分にあたっては、当該経営改善計画における業績や財務状態等の将来見込みの基礎となる債務者を取り巻く経営環境の見通しに一定の仮定を置いています。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、債務者区分に対して足元の状況等を反映し、貸倒引当金を計上しております。また、経営改善計画の策定可能性に関する不確実性が高い特定の債務者については、破綻懸念先相当のリスクがあるとの仮定を置き、破綻懸念先に対して見積られた非保全額に対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。

#### ③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

貸倒引当金については、すべての債権について資産の自己査定基準に基づく資産査定を実施し、債務者区分に応じた必要と認める額を計上しております。しかしながら、債務者の財務状況は常に変動し、特に経営改善計画の実行は通常長期にわたるため、貸倒引当金の見積りは不確実性が高くなります。また、経済情勢が大きく変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 12,596百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に8,213百万円含まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,291百万円
危険債権額	80,909百万円
三月以上延滞債権額	100百万円
貸出条件緩和債権額	8,381百万円
合計額	101,682百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,702百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,082,170百万円
担保資産に対応する債務	
預金	39,240百万円
債券貸借取引受入担保金	634,502百万円
借入金	436,000百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券294,065百万円、貸出金96,600百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金5,737百万円、保証金1,585百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,869,915百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,747,147百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 80,314百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,780百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は61,227百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託3,724百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益6,127百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損252百万円、株式等償却133百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

		当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式						
	普通株式	303,362	—	2,000	301,362	(注) 1
自己株式						
	普通株式	11,199	2,227	2,038	11,388	(注) 2、3

(注) 1 発行済株式数の減少2,000千株は、自己株式の消却によるものであります。

2 自己株式数の増加2,227千株は、市場買付2,226千株及び単元未満株式の買取0千株であります。

3 自己株式数の減少2,038千株は、自己株式の消却2,000千株、ストック・オプションの権利行使13千株及び譲渡制限付株式報酬としての割当24千株、また、単元未満株式の買増請求0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権			—		193		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	10,225百万円	(注) 35.00円	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	8,766百万円	30.00円	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 1株当たり配当額のうち15円は、当社設立記念配当であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	8,699百万円	利益剰余金	30.00円	2025年3月31日	2025年6月3日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を中心に、証券業務、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。

これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当社グループが保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引を行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産のうち、貸出金については、主に地元企業や個人に対する事業資金や各種ローンであり、これらは与信先の経営状態の悪化等により元本や利息が回収できなくなる信用リスクを有しています。

また、有価証券は、主に債券や株式等であり、これらは、発行体の経営状態の悪化等により有価証券の価値が減少する信用リスクのほか、市場金利の変動により調達と運用の利鞘が縮小又は逆転する金利リスクや市場価格の変動により損失を被る価格変動リスクなどの市場リスクを有しています。

ほかにも、預金等の相対的に期間の短い資金で調達を行う一方で、貸出金や有価証券等の相対的に期間の長い資金で運用を行っているため、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされ損失を被るリスク、並びに市場の混乱等により、市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクなど、流動性リスクを有しています。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引等です。金利先物取引、債券オプション取引等については、当連結会計年度末時点での残高はございません。

デリバティブ取引は、市況変動から損失を被る可能性のある市場リスクや取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある与信リスクが内包されております。なお、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引であるため、市場リスクにつきましてもデリバティブ取引の被るリスクと資産・負債が被るリスクが相殺されるようになっております。

当社グループは、金利や為替等の相場変動にさらされている資産にかかるリスク（市場リスク）を回避する目的として、デリバティブ取引を活用するとともに、短期的な売買を行うトレーディング取引については一定の取引限度額等を設定し、取組んでおります。

このほか、新しい金融商品に対するお客様のニーズに積極的に応えるために、デリバティブ取引を利用してまいります。

なお、デリバティブ取引を利用したヘッジ会計の内容は以下のとおりであります。

- ① ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ方針（ヘッジ手段、ヘッジ対象を含む）  
「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規に基づき、金利リスク及び債券・株式等の価格変動リスクを対象としております。  
なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
  - ・ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ
  - ・ヘッジ対象…固定金利貸出資産の一部、有価証券の一部
- ③ 金利スワップ並びに、通貨スワップにつきましては、期末基準日において、ヘッジの有効性を確認しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理  
当社グループでは、「信用リスク管理規程」により、管理態勢を定め、信用リスク管理の強化に取り組んでいます。  
経営管理部信用リスク管理グループでは、内部格付・自己査定制度、償却・引当など信用リスク管理の企画・統轄を行うとともに信用リスクの計量的な分析・把握を行っています。加えて、特定の取引先、特定の業種等に与信が集中していると、環境の変化等に伴い、大きな損失が発生する可能性があるため、さまざまな角度からポートフォリオの状況を分析し、過度な与信集中が起こらないよう管理しております。信用リスク量や与信集中状況については、定期的に統合的リスク会議に報告を行っております。  
また、資産の健全性の維持・向上のために資産の自己査定を実施し、適正な償却・引当を行っているほか、経営監査部に専門担当部署として資産監査グループを設け、自己査定の実施状況及びこれに基づく償却・引当の妥当性を監査しております。  
一方で、個別与信管理においては、当社グループ各社で厳格な審査を行っております。与信を行うにあたっては、与信先の財務状態、技術力、将来性および資金使途や返済原資等をふまえ、総合的に返済能力を判断しております。  
また、各種の経営改善支援策を通じて経営不振先の抜本的な事業再生を図り、当社グループ資産の健全化に取り組んでいるほか、自己査定結果に基づき、与信先に対して、個別に対応方針を策定するとともに、継続的なモニタリングを通じ、業況の変化に応じた対応を実施するなど、リスク管理の強化に努めています。

- ② 市場リスクの管理  
当社グループでは、「市場リスク管理規程」により、市場リスク管理態勢の整備・強化に取り組んでいます。所管部である経営管理部においては、預貸金・有価証券等を含めた市場リスクを信用リスクなど他のリスクと一元的に把握したうえで、これを体力（自己資本）の範囲内に適切にコントロールすることで安定した収益の確保に努めております。  
このため、経営管理部では、「VaR法」、「 $\Delta$ EVE（金利ショックに対する経済的価値の減少額）」などにより市場リスクの管理・分析を行っています。また、バックテスティングやストレステスト等により、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証しております。

市場リスクを有する商品の内、有価証券等の管理にあたっては、自己資本・業務純益等の当社グループの体力や収益とのバランスを考慮したポジション枠・損失限度額等のリスク許容度を設定しております。保有するポジション等は定期的に適正かつ正確な時価を計測してその把握に努め、経営陣に報告するなど十分なリスク管理を行っております。

株式等にかかるリスク量は、自己資本に加え、その評価益をもとにしてリスク許容量を設定し、また、6か月ごとに実施する自己査定を通して正確な実態把握に努め、自己査定結果に対しては、経営監査部が監査しております。

さらに、半期ごとに市場・流動性等リスク管理方針を定め、各商品の市場リスク量を、定期的に経営陣に報告するとともに、資産・負債構成の適正化やリスクヘッジ等の対応策を検討するなど、戦略的なリスクマネジメントに努めております。

なお、デリバティブ取引については、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引ですが、短期的な売買を行うトレーディング取引については、一定の損失限度額等を設定し、管理しております。

### ③ 流動性リスクの管理

当社グループでは、「流動性リスク管理規程」により、流動性リスク管理態勢の整備・強化に取り組んでいます。資金の運用・調達残高の予想・検証を入念に行うことにより、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、市場からの調達可能額を常時把握する体制をとり、流動性リスクに備えております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。また、現金預け金並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,583	4,389	△193
その他有価証券	3,253,661	3,253,661	－
(2) 貸出金	7,268,234		
貸倒引当金（*1）	△32,328		
	7,235,905	7,154,861	△81,044
資産計	10,494,149	10,412,912	△81,237
(1) 預金	9,261,131	9,260,180	△950
(2) 譲渡性預金	310,899	310,899	△0
(3) 借入金	437,330	436,262	△1,067
負債計	10,009,361	10,007,342	△2,018
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△27	△27	－
ヘッジ会計が適用されているもの	△2,585	△2,585	－
デリバティブ取引計	△2,612	△2,612	－

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。  
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 市場価格のない株式等 (*1) (*2)	4,250
② 組合出資金 (*3)	42,366

(\*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

(\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
株式	1,075,949	7,784	—	1,083,734
国債	560,505	—	—	560,505
地方債	—	596,608	—	596,608
社債	—	580,653	60,201	640,855
その他	—	371,957	—	371,957
資産計	1,636,454	1,557,004	60,201	3,253,661
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,270	—	1,270
通貨関連	—	△3,883	—	△3,883
デリバティブ取引計	—	△2,612	—	△2,612

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	—	—	—
地方債	—	4,389	—	4,389
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
貸出金	—	—	7,154,861	7,154,861
資産計	—	4,389	7,154,861	7,159,251
預金	—	9,260,180	—	9,260,180
譲渡性預金	—	310,899	—	310,899
借入金	—	436,262	—	436,262
負債計	—	10,007,342	—	10,007,342

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 資産

#### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、期限前返済率、信用スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

投資信託については、取引価格または証券会社等から入手する基準価格等を時価として利用しており、取引活発度に応じて時価レベルを分類しております。

私募債については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

#### 貸出金

貸出金については、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利のうち約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

取引所取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用していることを確認できないものをレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2025年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券 その他有価証券 社債 私募債	割引現在価値法	割引率	0.6% ~ 6.1%

## (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他 の包括 利益に 計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	65,381	7	△506	△4,680	—	—	60,201	—

(\*1) 連結損益計算書に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## (3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、時価の算定に関する方針、手続及び時価評価モデルを定めております。算定された時価は、ミドル部門において、時価の算定に用いられた評価技法、インプットの妥当性並びに、時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

## 割引率

割引率は、市場金利に調整を加えた利率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性を負担する対価から構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	4,583	4,389	△193
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	4,583	4,389	△193
合計		4,583	4,389	△193

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,077,420	151,465	925,955
	債券	46,483	46,472	10
	国債	35,000	34,994	5
	地方債	10,000	9,999	0
	社債	1,483	1,478	4
	その他	183,600	178,837	4,762
	外国債券	96,056	95,301	754
	その他	87,544	83,535	4,008
	小計	1,307,503	376,774	930,729
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	6,313	7,526	△1,212
	債券	1,751,486	1,845,333	△93,847
	国債	525,505	568,053	△42,547
	地方債	586,608	613,678	△27,070
	社債	639,372	663,601	△24,229
	その他	188,357	198,822	△10,464
	外国債券	57,967	58,423	△455
	その他	130,389	140,398	△10,009
	小計	1,946,157	2,051,682	△105,524
合計		3,253,661	2,428,456	825,204

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7,304	3,379	162
債券	952,035	740	3,810
国債	877,623	720	2,050
地方債	66,738	5	1,697
社債	7,673	13	62
その他	51,582	3,006	198
外国債券	15,688	150	0
その他	35,893	2,855	197
合計	1,010,921	7,126	4,172

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、133百万円（株式133百万円、社債0百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	6,306	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2025年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.54%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.43%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は9百万円増加し、繰延税金負債は7,112百万円増加し、その他有価証券評価差額金は7,368百万円減少し、繰延ヘッジ損益は5百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は97百万円減少し、法人税等調整額は368百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は98百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。なお、非支配株主持分に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,734円10銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	125円11銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	125円03銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
該当ありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社京都フィナンシャルグループ第1回新株予約権(注1)	株式会社京都フィナンシャルグループ第2回新株予約権(注1)	株式会社京都フィナンシャルグループ第3回新株予約権(注1)	株式会社京都フィナンシャルグループ第4回新株予約権(注1)
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役 1名	京都銀行取締役 1名	京都銀行取締役 1名	京都銀行取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 4,080株	普通株式 5,280株	普通株式 6,240株	普通株式 6,400株
付与日(注2)	2008年7月29日	2009年7月29日	2010年7月29日	2011年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない			
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない			
権利行使期間	2023年10月2日から2038年7月29日まで	2023年10月2日から2039年7月29日まで	2023年10月2日から2040年7月29日まで	2023年10月2日から2041年8月1日まで

	株式会社京都フィナンシャルグループ第5回新株予約権(注1)	株式会社京都フィナンシャルグループ第6回新株予約権(注1)	株式会社京都フィナンシャルグループ第7回新株予約権(注1)	株式会社京都フィナンシャルグループ第8回新株予約権(注1)
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役 1名	京都銀行取締役 1名	京都銀行取締役 1名	京都銀行取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 6,800株	普通株式 6,160株	普通株式 4,960株	普通株式 10,000株
付与日(注2)	2012年7月30日	2013年7月30日	2014年7月30日	2015年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない			
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない			
権利行使期間	2023年10月2日から2042年7月30日まで	2023年10月2日から2043年7月30日まで	2023年10月2日から2044年7月30日まで	2023年10月2日から2045年7月30日まで

	株式会社京都フィナンシャルグループ第9回新株予約権（注1）	株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権（注1）	株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権（注1）	株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権（注1）
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役 1名	京都銀行取締役 2名 京都銀行執行役員 1名	京都銀行取締役 3名 京都銀行執行役員 1名	京都銀行取締役 3名 京都銀行執行役員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 21,040株	普通株式 16,400株	普通株式 20,800株	普通株式 32,160株
付与日（注2）	2016年7月28日	2017年7月30日	2018年7月30日	2019年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない			
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない			
権利行使期間	2023年10月2日から 2046年7月28日まで	2023年10月2日から 2047年7月30日まで	2023年10月2日から 2048年7月30日まで	2023年10月2日から 2049年7月30日まで

	株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権（注1）
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役 3名 京都銀行執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 44,080株
付与日（注2）	2020年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2023年10月2日から 2050年7月30日まで

（注1） 当社が株式会社京都銀行の単独株式移転により設立されたことに伴い、株式会社京都銀行が発行していた新株予約権に代わり、当社の新株予約権を交付したものであります。

（注2） 付与日は株式会社京都銀行における当初の付与日であります。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ① ストック・オプションの数

	株式会社京都フィナンシャルグループ第1回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第2回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第3回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第4回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第5回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第6回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第7回新株予約権
権利確定前							
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後							
前連結会計年度末	4,080株	5,280株	6,240株	6,400株	6,800株	6,160株	4,960株
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	4,080株	5,280株	6,240株	6,400株	6,800株	6,160株	4,960株

	株式会社京都フィナンシャルグループ第8回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第9回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権
権利確定前						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後						
前連結会計年度末	10,960株	23,120株	17,680株	22,080株	36,000株	48,400株
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	960株	2,080株	1,280株	1,280株	3,840株	4,320株
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	10,000株	21,040株	16,400株	20,800株	32,160株	44,080株

② 単価情報

	株式会社京都フィナンシャルグループ第1回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第2回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第3回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第4回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第5回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第6回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第7回新株予約権
権利行使価格	1株当たり 1円						
行使時平均株価	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価	1株当たり 1,222円	1株当たり 1,006円	1株当たり 857円	1株当たり 847円	1株当たり 657円	1株当たり 952円	1株当たり 1,127円

	株式会社京都フィナンシャルグループ第8回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第9回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 2,848円	1株当たり 2,848円	1株当たり 2,848円	1株当たり 2,848円	1株当たり 2,848円	1株当たり 2,848円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 1,798円	1株当たり 823円	1株当たり 1,306円	1株当たり 1,362円	1株当たり 979円	1株当たり 912円

## (企業結合等関係)

### (株式取得による会社の買収)

当社は2024年2月29日付で締結した株式譲渡契約に基づき、2024年6月3日付で積水リース株式会社の株式を取得し、同社を子会社化いたしました。

## 1. 企業結合の概要

### (1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称	積水リース株式会社
事業内容	総合リース業

### (2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」の実現に向け、ソリューション機能の拡充に取り組んでおります。

積水リース株式会社は、積水化学工業グループを主要顧客としてリース事業を安定的に行っているリース会社であり、本株式取得は、当社グループにおけるリース事業の拡大につながるとともに、当社の子会社である京銀リース株式会社と積水リース株式会社の保有するノウハウや取引基盤等を相互に活かすことで、ソリューション機能の充実を図り、お客さまの経営課題の解決、当社グループの更なる企業価値向上に努めてまいります。

### (3) 企業結合日

2024年6月3日

### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

### (5) 結合後企業の名称

変更ありません。

### (6) 取得した議決権比率

90.0%

### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得することによるものです。

## 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年6月30日をみなし取得日としているため、2024年7月1日から2025年3月31日までの業績が含まれております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,293百万円
取得原価		3,293百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	118百万円
------------	--------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,497百万円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったことによるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

均等償却 16年

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産の部合計	52,997百万円
うちリース債権及びリース投資資産	21,714百万円

(2) 負債の額

負債の部合計	51,007百万円
うち借入金	48,260百万円

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに償却期間

顧客関連資産	1,802百万円	償却期間	16年
--------	----------	------	-----

8. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、2025年4月11日に取得を完了いたしました。

4月1日以降の自己株式の取得の内容は、次のとおりであります。

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 1. 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                      |
| 2. 取得期間       | 2025年4月1日～2025年4月11日（約定ベース） |
| 3. 取得した株式の総数  | 2,436,300株                  |
| 4. 株式の取得価額の総額 | 4,973,840,900円              |
| 5. 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け            |

(注) 連結注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 第2期末 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	18,502	流動負債	193
現金及び預金	8,496	未払費用	123
未収金	10,000	未払法人税等	29
その他	5	未払消費税等	5
固定資産	467,385	預り金	6
有形固定資産	0	その他	28
建物	0	<b>負債の部合計</b>	<b>193</b>
器具及び備品	0	<b>(純資産の部)</b>	
無形固定資産	13	株主資本	485,501
ソフトウェア	13	資本金	40,000
投資その他の資産	467,371	資本剰余金	448,630
関係会社株式	467,333	資本準備金	10,000
繰延税金資産	37	その他資本剰余金	438,630
		利益剰余金	22,066
		その他利益剰余金	22,066
		繰越利益剰余金	22,066
		自己株式	△25,195
		新株予約権	193
		<b>純資産の部合計</b>	<b>485,695</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>485,888</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>485,888</b>

## 第2期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	31,329
関 係 会 社 受 取 配 当 金	30,000
関 係 会 社 受 入 手 数 料	1,329
営 業 費 用	1,285
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,285
営 業 利 益	30,044
営 業 外 収 益	3
雑 収 入	3
経 常 利 益	30,047
税 引 前 当 期 純 利 益	30,047
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	60
法 人 税 等 調 整 額	△11
法 人 税 等 合 計	48
当 期 純 利 益	29,998

## 第2期（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	40,000	10,000	443,031	453,031	11,059	11,059
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△18,991	△18,991
当 期 純 利 益					29,998	29,998
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			1	1		
自 己 株 式 の 消 却			△4,402	△4,402		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△4,401	△4,401	11,007	11,007
当 期 末 残 高	40,000	10,000	438,630	448,630	22,066	22,066

	株主資本			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	新株予約権	
当 期 首 残 高	△24,654	479,436	208	479,644
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△18,991		△18,991
当 期 純 利 益		29,998		29,998
自 己 株 式 の 取 得	△5,028	△5,028		△5,028
自 己 株 式 の 処 分	84	86		86
自 己 株 式 の 消 却	4,402	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△14	△14
当 期 変 動 額 合 計	△540	6,064	△14	6,050
当 期 末 残 高	△25,195	485,501	193	485,695

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法により行っております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	18年
器具及び備品	10年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権総額	18,496百万円
----------------	-----------

#### (損益計算書関係)

##### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	31,329百万円
営業費用	584百万円

## 2. 関連当事者との取引

子会社・子法人等及び関連法人等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 京都銀行	京都市	42,103	銀行業	所有 直接 100%	経営管理等 ・役員の兼任	預金の預入	—	現金及 び預金	8,496
							経営管理 料の受取 (注) 1	1,281	—	—
							出向者負担 金の支払 (注) 2	556	—	—

- (注) 1 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。  
2 出向者負担金は、出向元の給与水準に基づいた実費相当額としております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	11,199	2,227	2,038	11,388	(注) 1、2

- (注) 1 自己株式数の増加2,227千株は、市場買付2,226千株及び単元未満株式の買取0千株であります。  
2 自己株式数の減少2,038千株は、自己株式の消却2,000千株、ストック・オプションの権利行使13千株及び譲渡制限付株式報酬としての割当24千株、また、単元未満株式の買増請求0千株であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

未払費用

37百万円

その他

10百万円

繰延税金資産小計

47百万円

評価性引当額

△10百万円

繰延税金資産合計

37百万円

繰延税金負債合計

－百万円

繰延税金資産の純額

37百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,674円28銭
1株当たりの当期純利益金額	102円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	102円62銭

(企業結合等関係)

連結計算書類の連結注記表（企業結合等関係）における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象）における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(注) 個別注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月6日

株式会社 京都フィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 圭 介  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下井田 晶 代  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京都フィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月6日

株式会社 京都フィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 圭 介  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下井田 晶 代  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都フィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月7日

株式会社 京都フィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員（常勤）	岩 橋 俊 郎
監査等委員	大 藪 千 穂
監査等委員	植 木 英 次
監査等委員	中 務 裕 之
監査等委員	田 中 素 子
監査等委員	和 泉 志 津 恵

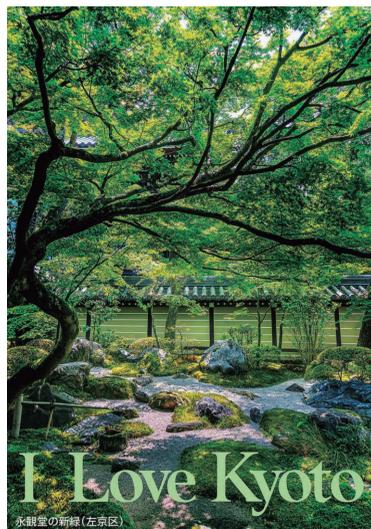
(注) 監査等委員大藪千穂、植木英次、中務裕之、田中素子及び和泉志津恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 「I Love Kyoto キャンペーン」 「I Love Shiga キャンペーン」



①



②

当社グループの京都銀行では、「歴史都市・京都」の素晴らしさを再発見し、将来にわたってまもり育ててゆこうという趣旨から、1982年より「I Love Kyoto キャンペーン」を展開しております。

## ① 田辺城の春 (舞鶴市)

戦国の武将、細川幽齋が築いたと伝わる田辺城。優美な姿から舞鶴（ぶかく）城とも呼ばれ、舞鶴の地名は、田辺城の別称「舞鶴城」に由来する。現在、田辺城の本丸跡は舞鶴公園となっており、春になると100本もの桜が一斉に咲き誇る。

## ② 永観堂の新緑 (左京区)

永観堂の通称で親しまれる禅林寺は、浄土宗西山禅林寺派の総本山である。古今和歌集にも詠まれた紅葉の名所として名高いが、新緑の時期にはみずみずしい青もみじと美しい苔が境内を鮮やかに染める。

当社グループの京都銀行では、滋賀の四季折々の心豊かな情緒や風情をみなさまに幅広く伝えるため、2013年より「I Love Shiga キャンペーン」を展開しております。

## ③ びわ湖展望台の桜 (大津市)

奥比叡ドライブウェイの仰木ゲートから3.5 kmに位置する、びわ湖展望台。琵琶湖大橋から沖島まで雄大な琵琶湖の北湖を見渡すことができ、その四季折々の姿を楽しむ。

## ④ 日野ひなまつり紀行 (日野町)

毎年2月上旬から3月上旬に開催される日野ひなまつり紀行。江戸時代から現在に至るまでの雛飾りが、昔ながらの町並み一帯の民家や商家など150か所以上に飾られ、町中を彩る。



③



④

# 株主総会会場ご案内



京都銀行本店

ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。

株式会社京都フィナンシャルグループ  
サステナビリティ経営統括部

電話：(075) 361-2292  
(土日祝日を除く9:00~17:00)

## お願い

ご来場にあたっては、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



当日ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 株主優待のご案内 (お申し込み方法などの詳細は7月初旬に対象の株主さまに別途郵送いたします)

### ■ 保有株数

500株以上

### ■ 内容 (いずれか一つを選択)

- 1 当社グループが運営するオンラインショップ「ことよりモール」でお買い物に利用いただける優待(4,000ポイント)
- 2 ことよりモール取扱商品(4,000円相当)
- 3 社会貢献活動への寄付4,000円

なお、株式会社京都フィナンシャルグループ発足(2023年10月2日)をスタートとして3期以上継続保有いただいた株主さまへ、優遇額が増加する制度(長期優遇制度)を導入しております。

(初回優遇対象の判定は2026年3月31日付株主名簿からとなります)

詳しくは下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.kyoto-fg.co.jp/ir/stock/preferential/>

